

平成20年 第1回
教育委員会定例会会議録

平成20年1月22日（火）

港区教育委員会

港区教育委員会会議録

第2251号

平成20年第1回定例会

日 時 平成20年1月22日(火) 10時03分 開会

場 所 教育委員会室

「出席委員」	委 員 長	小 島 洋 祐
	委 員	横 矢 真 理
	委 員	五味原 康
	委 員	澤 孝一郎
	教 育 長	高 橋 良 祐

「説明のため出席した事務局職員」	次 長	川 畑 青 史
	庶 務 課 長	山 本 修
	教育政策担当課長	堀 二三雄
	学校施設計画担当課長	野 澤 靖 弘
	学 務 課 長	安 部 典 子
	生涯学習推進課長	佐 藤 國 治
	図書・文化財課長	宮 内 光 雄
	指 導 室 長	藤 井 千恵子

「書 記」	庶務課庶務係長	岡 田 圭 子
	庶務課庶務係主事	荻 原 幸 子

「議題等」

第1 会議録の承認 平成19年第10回定例会(平成19年10月9日)会議録

第2 請願

- 1 教育教材並びに教育現場での宗教的中立性に対する厳正なる遵法を請求する為の請願書について

第3 教育長報告事項

- 1 港区幼稚園教育職員の地域手当に関する規則の一部改正について
- 2 平成20年度第1回港区議会定例会提出予定案件について
 - (1) 港区奨学資金に関する条例の一部改正について
 - (2) 港区立生涯学習館条例の一部改正について
 - (3) 港区立生涯学習センター条例の一部改正について
 - (4) 港区スポーツセンター条例の一部改正について
 - (5) 港区立運動場条例の一部改正について

- 3 寄付受領について
- 4 虎ノ門用地（旧靱絵小跡地）の整備について
- 5 港区立芝浦小学校・幼稚園改築基本計画について
- 6 事故発生状況報告について
- 7 芝浦幼稚園、港南幼稚園4・5歳児受け入れ人数枠の拡大について
- 8 生涯学習推進課12月事業実績と1月事業予定について
- 9 港区指定有形文化財の指定解除について
- 10 図書館・郷土資料館12月行事实績と1月行事予定について
- 11 指導室1月事業予定について

第4 協議事項

- 1 港区における生涯教育の施策の方向づけについて
 - (1) 学校教育の環境整備について
 - (2) 社会教育の施策について

「開 会」

○小島委員長 おはようございます。

平成20年第1回港区教育委員会定例会を開会いたします。

(午前10時03分)

「会議録署名委員」

○小島委員長 本日の署名委員は高橋委員にお願いします。

第1 会議録の承認

○小島委員長 それでは早速日程に入ります。

まず日程第1、会議録の承認。第2246号、平成19年10月9日開催、第10回定例会について、承認ということによろしいですか。

(異議なし)

○小島委員長 それでは承認といたします。

第2 請願

1 教育教材並びに教育現場での宗教的中立性に対する厳正なる遵法を請求するための請願書について

○小島委員長 日程第2、請願。

平成19年12月19日付で請願が1件提出されました。本日は、平成20年1月4日付で受理した請願、本日の資料ナンバー1について、趣旨説明の希望がございましたのでお願いしたいと思います。

まず、趣旨説明を受ける前に庶務課長から報告をお願いいたします。

○庶務課長 平成19年12月19日付で、「教育教材並びに教育現場での宗教的中立性に対する厳正なる遵法を請求するための請願書について」が提出されました。書記が請願書を朗読しますのでよろしくお願いいたします。なお、請願が長いので、時間の関係により、一部のみ朗読させていただきますので御了承をお願いします。

○小島委員長 それでは書記、どうぞ。

○書記 請願事項。憲法20条2項、「国及びその機関は、宗教教育、宗教活動もしてはならない」の基本理念にかんがみ以下の教科書の内容が著しい「宗教色」を持つ憲法違反の教材である。よって文科省の教科書選定の責任ある裁定と英断によって以下の教材を、不採択にして頂きたい。

①東京書籍株式会社の小学校五年生用の国語教科書、「マザーテレサ」

②東京書籍株式会社のUNIT6 中学2年英語「聖しこの夜」の伝承の解説

UNIT6の英語教材「TRY TO BE THE ONLY ONE」

③東京書籍株式会社中学1年英語 クリスマス カード説明等

以上です。

○小島委員長 それでは、請願者を代表して、中川晃荘さんから趣旨の補足説明を受けることといたします。請願者の方、どうぞ。

○中川 今日は発言の機会を与えていただきまして、ありがとうございました。

本日の趣旨について補足的に申しさせていただきます。ここにお渡ししました文案を読ませていただきます。

私が平成19年12月19日付で提出いたしました、請願書「教育教材並びに教育現場での宗教的中立性に対する厳正なる遵法を請求する為の請願書」について、補足事項を述べさせていただきます。

当該請願論旨の具体的な強い動機となった授業をボイコットした生徒のことを少し報告させていただきますと、かねてよりキリスト教色の強い教材に対して、例えばクリスマス会等の事で、しばしば欠席等の消極的な抗議行動を通じて拒否的反応をしていたのでありますが、そのためかどうか、かの生徒への執拗ないじめがかなり長い間続いて、父兄が非常に心配して強い抗議を担任や学校側へまた、いじめ集団の父兄へも働きかけ、その解決策の一環として生徒同士の話し合いによる解決という担任教師の主導で、教室での話し合いとなったのですが、逆にかえって我が門下の生徒への集中攻撃がひどくなり、「皆があなたがみんなを拜んで呪っているといっているが、君もそのような事が原因でみんなに嫌われているということを反省したらどうか」と清らかな法華経とお釈迦様への信心をしている者に、教師が逆にいじめ側にたって一方的に糾弾したような裁定の言辞でもって、いわばいじめ側への反省どころかかえって火に油のような悪意といじめの不正への加担のようなことが、教師の手によって行われたことがあります。ちなみにその教師は真宗寺院の僧侶でもあったのですが。

その父兄の強い抗議に県教委の指導でその教師は即刻転勤になったそうです。

我々は同質社会の同質性にひどく安心と無批判の精神の安定を求めるのですが、それがこうじて、逆に少しでも異質なものの、正義であっても他人から際立ち、目立つ事を嫌う傾向があり、そしてそれら異質の人への攻撃的になったりする。違う気配のものを憎悪したりするものであります。

その基盤が教材にあってはならないと考えます。キリスト教徒でない教会の結婚式は欧米ではその宗教的行動の傲慢さと無智は冷笑と軽蔑の対象となっているのである事に早く気がついてもらいたいものです。しかしながら無信心者の祭礼行動もその反復行動の自己暗示によって、徐々に本物の信心に、邪教のキリスト教へ心を寄せていき、無意識に反キリスト教の「意見」にゆえもなく、道理もなく嫌悪し、キリスト教を邪教などという者は異端者である。ゆえに「異端者」は糾問のされるべきであるという同質性が、キリスト教徒と同質の行動様式となって教室が異教徒の火焙り状態となったのが、彼の生徒に起こった事件の本質であると考えられるのであります。

それに、直接間接に手を貸して居るのが文科省や教科書選定の側の人々であったのであります。

キリスト教教材採用の恐ろしさは、かの精神の冷酷な「外道の逆恨み」的な荒廃せる暴力的な精神を養育するものである云々等々ということを知ると、こちらの言を「攻撃的」と非難される場合

があるかもしれませんが、教材提出の側の余りにも一方的な教材提出の方法が仏教とわけても、最も釈迦佛と法華經の眞実を正直に信じている国民への、その存在をば輕視しているような、そのあり方があまりに中立性に無法で無神経なあり方であり、むしろ「強制的」「権威的」であるのは文科省の側であります。教育行政側の方々は当該請願の内容が理不尽であり、御自分たちが全く「中立」的な、普遍性のある、又、民主国家として、宗教的中立が厳守されている「教材」と御確信ならば、請願書の諸教材を例えば、文科省の諸先生は、中東諸国、回教徒の国々でも何の遠慮も心配りもなく大手を振って、提出されることができるとお思いでしょうか。そんなことは絶対あり得ないと考えられるはずです。正直申しまして、多くの仏教徒側の日和見的墮落と退廃は実に目を覆うばかりの現状が、既成といわず新興諸宗教と言わずあることはあるのですが、しかし、仏教の清い大きな源流もまだ存在しております。少しは釈迦佛と法華經の信者の精神の尊嚴というものにも配慮がなされなければならないと考えます。当委員会は文科行政の違法をただし批判なすることがおできになり、その上、「教材」選択において決然として、宗教上の中立が犯されない正義が全うできるお立場にあると考えさせていただき、雜駁ながら少しく述べさせていただいた次第であります。以上であります。

○小島委員長 はい、わかりました。それでは説明は終わりました。趣旨説明者に対して何か内容の確認等の質問がございますか。

○澤委員 私、教育委員の澤と申します。平成18年の1月にも確かここでお話をお聞きしました。

○中川 そのときも先生はおられました。

○澤委員 原則としては宗教の自由ということで大事なことです。今回、お話になりました前半の授業をボイコットした生徒に対する云々というのは、その後のことでございますか。

○中川 その後のことでございます。また、教科書改訂を願うわけですが、その妹さんがまたその恐れがあります。ある決定事項がございまして、東京書籍の改訂はある基準がありまして、あと3年後だとか2年後ということになっているからという、ルーチンといいますか、期間的制約があるので、それまでに変えることは確かに変えるので、しばらく辛抱してもらいたいという、要するにごまかし的な方法がありました。

後日談ですが、この人のことで、当時余りにいじめがひどい、それに対する抗議への対応という意味で、学校側、教職員は、それなら例えば英語の教科書等は英語の教師が別教材をしつらえて、いわゆる教材がユニット云々のところはフロー済み状態にしてでも生徒を守って、共通の教材で別枠で教材としてある趣旨を、その教材の趣旨を別の方面から生かす教材もできないことはないと言議一決いたしましたして、そのように諮って意見をなだめつつ、ぎりぎりまでごまかし状態だったと思うのですが、それが教育委員会に渡りますと、やはり再権限の状態は芳しからざることであるからこれをぜひ撤廃して、生徒に特別の授業だけしてと、別室で授業を受けるような形になりましたようであります。それは余りにも教師の側にも負担がかさばりますし、同意としてはやはり教師側の同意は、大いにこの趣旨については基本的には賛同いただいていたのですが、状況として変えるわけにはいかないと言いつつも、このたび話は少し飛びますが、縄などのことがありましたときには、文科省は随分手際よく命令系統を出しております。かの父兄が文科省に電話等の抗議をしたと

きは「これは教育委員会側の自由選択に任せておるので、文科省並びに文科大臣には決定権はないものであるから」と、お互いに各教育委員会におかれましては「文科省の選定であるから何ら異論なき、行政上には異論がないのだ」とむすくり合いの状態が続いております。中には返答として「そのような趣旨で我々は見ておるので、そのような教材は扱っておりません」と言われる教育委員会もございます。ですから、一に決して教科書選定側の決意があらわれれば、生徒がこういう目に遭わなくて済むと私は考えさせていただいて出すわけであります。

○小島委員長 ただ今の請願の趣旨、宗教的中立性を教育現場及び教科書で守ってもらいたいという趣旨はよくわかりましたので、これで請願はお受けしました。

○中川 中立を守る、旗印としての国旗ですから、これは何も宗教上でないものを絶対視する悪い癖がありまして、そういうかつての宗教国家だった神道日本としての宗教国家的象徴をいまだに覚えていて、宗教的実態がない国旗、絶対概念のない、中間地帯にある国旗までもそういうふうにしてやかましく言うのです。それがちょっと的はずれなところがあります。厳格な中立性を担保する国家としての国旗という明確なご意思が教育委員会にあられますれば、別に国旗としてあることは悪くないと考えます。

○小島委員長 ご趣旨はよくわかりました。

○澤委員 来年度、この８月には小学校の教科書採択がありますので、ご趣旨を念頭においておきます。

○中川 私たちの内容を満たしていただきたいと思います。ありがとうございます。

○小島委員長 この件につきましては、事務局でも関係者と十分な協議、検討をお願いいたします。

○中川 ありがとうございます。

第３ 教育長報告事項

１ 港区幼稚園教育職員の地域手当に関する規則の一部改正について

○小島委員長 それでは日程の第３、教育長報告事項に入ります。

まず１番目。港区幼稚園教育職員の地域手当に関する規則の一部改正について、庶務課長、お願いいたします。

○庶務課長 それでは、資料ナンバー２をご覧くださいと思います。港区幼稚園教育職員の地域手当に関する規則の一部を改正する規則でございます。

本来の幼稚園教育職員の給与に関する条例につきましては、平成１９年１２月２６日水曜日、港区議会臨時会が開かれまして、ここで可決されました。平成１９年１２月２７日木曜日に教育長決裁ということで、その翌日、１２月２８日に公布いたしました。施行につきましては、裏面のとおり、新旧対照表でございます、１月１日からの施行ということでございます。１２月まで記されていた１３％の部分を１４．５％に引き上げるという内容でございます。ちなみに、１．５％引き上げられますけれども、その分、給与月額が引き下げられますので、支給される金額については変わらないという内容でございます。以上でございます。

○小島委員長 ただいまの説明に対して何か質問ございますか。この点については、従前の委員会

でも議論したところですので、よろしいですか。

2 平成20年第1回港区議会定例会提出予定案件について

(1) 港区奨学資金に関する条例の一部改正について

○小島委員長 次に移りまして、平成20年第1回港区議会定例会提出予定案件について。まず1番目、港区奨学資金に関する条例の一部改正について、庶務課長、お願いいたします。

○庶務課長 資料3をご覧くださいと思います。港区奨学資金に関する条例の一部を改正するというので、4ページ目に新旧対照表がございますので、こちらの方であらましをご説明したいと思っております。

この奨学資金につきましては、現在、高校生を対象にして資金を貸し付けるというものでございますけれども、これを拡大しまして、大学進学ないしは専門学校に進学する方々を対象に奨学金貸付の対象を広げるという内容でございます。

対象者につきましては、大学、短期大学、それから専修学校の専門課程、いわゆる専門学校に通う方々を対象とするものでございます。第2条の3の(3)にございます高等学校の卒業認定試験につきましては対象にします。大学の通信教育部とか、放送大学等につきましては、経費がかからない等々の理由がございまして対象にはいたしません。原則的には、大学、短期大学、専門学校を対象にいたします。それから、同種の資金を借りていないことにつきましては、これは高校と同じでございます。貸付期間につきましては、第3条でございます。国立ないし公立の大学等で自宅通学の場合は45,000円。自宅通学外の場合は54,000円で、私立の場合につきましては、64,000円等に割り振っております。従来、貸付金額につきましては、自宅通学だけと前提していましたが、自宅通学外の場合につきましても対象としております。

それから奨学金の貸付期間でございますけれども、この第1項第1号及び第2号にあっては、学校の正規の期間、いわゆる4年間ということでございまして、第3号から第6号につきましては、それぞれの最短の就学期間ということで整理をさせていただいております。4項につきましては、入学資金ということで、30万円の範囲内で貸し出すことができるとしております。

返還につきましては、高校の場合は15年でございますけれども、大学の場合につきましては12年、高校通算合わせて借りると27年、最短で貸し付けるという内容でございます。

現在まだ文書係と調整中でございますけれども、この条例の施行につきましては平成20年4月1日を予定しております。実際に募集するのは、本年の秋以降になろうかと思っておりますけれども、施行につきましては4月からと考えております。

なお、この内容につきましては、1月30日に港区奨学資金運営協議会という会議がございまして、それぞれの協議委員の方々にこの内容についてご説明し、了承をいただいた上で、必要な部分につきましては条例等変更しまして、第1回定例会で提案するという予定でございます。雑駁ですが以上でございます。

○小島委員長 ただいまの説明に対してご質問ございますか。

○澤委員 大学等に拡大ということで非常にいいことです。その場合に、区の住民というのか、そ

ういう条件みたいのはどうなるのですか。

○**庶務課長** その貸付の6カ月前から、保護者または父母が港区に住所を有していることというのが条件になります。

○**澤委員** 大学の場合は、本人がどこか地方に行って、選挙権などのために住民票を移したとしても、それはいいということになりますか。

○**庶務課長** そのとおりでございます。

○**小島委員長** ほかに何かございますか。これでよろしいですか。

(2) 港区立生涯学習館条例の一部改正について

○**小島委員長** 港区立生涯学習館条例の一部改正について、生涯学習推進課長、お願いいたします。

○**生涯学習推進課長** 資料番号の4番をご覧ください。港区立生涯学習館条例の一部を改正する条例についてでございます。1枚おめくりいただきたいのですが、下の段、現行について、第4条の3号で、1月2日から同月4日まで及び12月28日から同月31日までということで、休館日について現行ではこのように規定しておりますけれども、改正案で、上段になりますが、年始にあたっては1月2日まで、1月2日と3日、これが年始の休館日、それから年末にかかっては12月29日から31日までということで、1月4日と12月28日については開館をするという趣旨の内容になっています。

付則のところで、この条例は平成21年4月1日からということでございます。これにつきましては平成21年4月から指定管理者が変更になる可能性がございますので、指定管理者の選考にあたり、平成20年4月から募集要綱を配布する関係がございます。それで、区民サービスのさらなる向上と効率的な施設運営ということで、創意工夫を求めるという趣旨でこのようにさせていただいております。こちらについて生涯学習館条例の一部改正ということで、第1回定例会で議案を提出するという内容でございます。

○**小島委員長** よろしいですか。ただいまの説明に対して何かご質問ございますか。

1月3日と12月28日を開館するというものですから、区民の立場からいうと、大変結構なことだと思います。何かございますか。

○**五味原委員** 平成21年4月ということですが、平成20年度については、もう既に指定業者が決まっているということですか。

○**生涯学習推進課長** 平成18年、19年、20年の3カ年は、港区スポーツふれあい文化健康財団に委託しております。

○**小島委員長** それではこの件はこの程度でよろしいですか。

(3) 港区立生涯学習センター条例の一部改正について

○**小島委員長** 続きまして、港区立生涯学習センター条例の一部改正について、生涯学習推進課長、お願いいたします。

○**生涯学習推進課長** それでは、資料番号の5番をご覧ください。こちら港区立生涯学習センター

条例の一部改正についてでございます。こちらにつきましても、こちらの1ページ目をおめくりいただきたいのですが、現在、休館日、下段の方でございますけれども、月曜と国民の祝日に関する法律の規定する休日、それから、先ほど生涯学習館と同じ1月2日から4日まで、それから12月28日から31日までの休館日でございますが、これを1月の2日から3日までと、それから12月29日から31日までという形で、年末年始については、生涯学習館と同じように1日ずつ開館日を設ける。それから今月曜日休館にしているものを開館にしていく。それから国民の祝日も開館をしていくということで、通年開館を予定しているということでございます。これを平成21年4月1日からということで提案していくことになります。これによって、60日ほど開館日が増加します。

これは、先ほどの生涯学習館と違いまして、立地条件からも利用状況が高く、開館日の拡大により、利用する方が多くなって、区民サービスの提供がさらに少なかったのではないかとということで、住宅地に隣接する、周辺の住宅へ配慮しなくてはいけないというような形で、現在生涯学習館の方は取り扱いしておりますけれども、生涯学習センターは通年開館に向けて整備していくというような形になってございます。以上でございます。

○小島委員長 ただいまの説明に対して何かご質問ございますか。

○澤委員 これも先ほどの例と同じで、財団に委託ということですか、平成21年から。

○生涯学習推進課長 現在は財団が指定管理をしています。これも3カ年ということで、平成21年3月末で終わるということでございますので、今度公募をかけて、厳正に選定をしていくという形になると思います。

○澤委員 こういう条件で今度は公募するということになるのですか。

○生涯学習推進課長 そういうことになります。

○小島委員長 この件は、先ほどの件とおおよそ同じことなのでよろしいですか。

(4) 港区スポーツセンター条例の一部改正について

○小島委員長 続きまして、港区スポーツセンター条例の一部改正について、生涯学習推進課長、お願いいたします。

○生涯学習推進課長 それでは、資料番号の6番をご覧ください。こちら1枚おめくりいただきまして、現行と改正案を見比べていただきたいのですが、備考のところが変わってございます。

この6のところ、現在スポーツセンターのプールの利用団体要望で、本来3コースが現行で規定されているプールなのですが、運用で全面を貸し出ししてきた経緯がございます。個人利用者から、いつでもあいているはずのスポーツセンターのプールが利用できないという声があり、このため、団体利用者の状況を勘案し、個人利用者用のコースを設けることで調整を図ります。

改正案の方では大プールの全面利用は、区または委員会が主催し、または共催する場合に限り認めるものとする。現在の規定ではこの辺が明確になってございませんでしたので、全面貸し出しをする場合は、こういった区と、あるいは教育委員会の方で主催する、あるいは共催する大会等に限るということを文面にまとめるということでございます。

それから7号で、3コースを4コースとするということで、1コース拡大する内容に変えてございます。

これは、平成20年4月1日から施行します。以上でございます。

○小島委員長 ただいまの説明に対して何か質問ございますか。

○五味原委員 現状コース割りで貸しているのが3コースを限度としている。今度は4コースを限度とするということで、より一般の方の使用が限定されるわけですがけれども、現実に関区の実績からいくと、この3コースを借りているというのは年間どのぐらいあるのですか。何件ぐらいあるのですか。

○生涯学習推進課長 週3回、現在団体が全面のコースを押さえております。現在、水曜日の午後の時間帯、それから木曜日の午前の時間帯、金曜日の午前の時間帯、この週3回を団体利用で全面で押さえています。

○五味原委員 水、木、金ですか、その時間帯の一般の利用者というのはどうなのですか、多いのですか、少ないのですか。

○生涯学習推進課長 この団体利用の時間帯は全面を団体に貸し切っているものです。

○五味原委員 全面で貸している。

○生涯学習推進課長 運用で貸しているものですから、個人利用者が利用できないという状況があるということでございます。

○五味原委員 そうすると、このコースで貸し出すというのと、3コースとは別なのですね、今言っている話は。

○小島委員長 全面貸し出しとコース貸し出しと二つありますね。

○五味原委員 私が聞いているのは、コース貸し出しについてです。全面貸し出しについては、今回は区教育委員会が主催するということで限定しているわけですよね。では3コース貸しているものを4コースにふやすという、対象になる一般の方がどのぐらいあるのですか。

○生涯学習推進課長 現行の規定でも、大会と教育委員会等が主催する、区が主催するようなものに対してやっているのですが、それ以上、運用の中で利用者団体に全面で貸しているものですから、個人の利用者は1人もその時間帯については利用されていないということでございます。

○五味原委員 3コースを限度としてという従来のもの、これに対象になるのを今度は4コースにしようとしてふやしているわけですよね。では3コース貸し出ししているときに、どのぐらい一般の区民の方々が利用しているのですか。

○小島委員長 現状の3コース貸し出しを4コース貸し出しにするのですから、個人利用者の方はますます混雑してしまうということになるわけです。ですから、3コース貸し出しの時間帯に何名ぐらいの個人利用者がいたのですか。

○教育長 3コースという規定なのですが、先ほどから運用、運用と言っておりますが、運用で全面貸し出しをしていたのです。

○五味原委員 わかりました。

○教育長 ですから、それをはっきりと今度は条例で3コースを4コースと限定して、全面の貸し

出しはしないといいたしました。その分、個人利用者に2コース分は毎回いつでも泳げるような体制をとります。ただし、全面貸し出しというものをしっかり規定して、教育委員会や区主催の、区民水泳大会などもありますから、そういったときには全面貸し出しを許可すると、そういうものを規定するという事です。

○五味原委員 理解しました。わかりました。

○小島委員長 ほかに質問ございますか。それではこの件はこの程度にします。

(5) 港区立運動場条例の一部改正について

○小島委員長 次に、港区立運動場条例の一部改正について、生涯学習推進課長、お願いいたします。

○生涯学習推進課長 それでは、資料番号の7番をご覧ください。こちらは、港区立運動場条例の一部改正についてでございます。昨年、12月11日の教育委員会において、運動場条例の芝浦南ふ頭公園運動広場についてご報告申し上げたところでございます。そちらの内容について、まず第2条の5でございますけれども、使用できる者の範囲について明確に規定をしたということでございます。1号から4号です、区内に住所を有する者、それから2号は在勤者、それから3号ではその構成員で形成する団体としております。

次に別表第1に次のように加えるということで、港区立芝浦南ふ頭公園の運動広場の所在地について追加します。それから別表第2に次のように加えるということでございます。少年野球場の1面を使用する際の1時間の使用料については1,200円、それから少年サッカー場として、フットサル場としても1面1時間利用する場合600円ということでございます。

次のページの記述でございますが、別表2以降にさらに1号で、港区立麻布運動場の野球場からこの芝浦南ふ頭公園運動広場の少年野球場及び少年サッカー場（フットサル場）は団体使用に限るということです。スポーツセンターなどでは団体使用について明確に規定しているのですが、この運動場条例では、どこを団体使用にするのかということが明確でなかったので、この改正の際にこれを入れて条項を明確にしていくという内容。それから2号についてはそのままです、同じものを利用しています。これはアクアフィールドのこの部分でございます。それから3号のところについては、主語と述語といいますか、前は学齢未満の者の多目的運動場を利用する場合はというようなものの表現だったのですが、これを少しわかりやすい表現に修正しております。それから4号のところ、この芝浦南埠頭公園運動広場の少年野球場の半面を使う場合は2分の1というようなことです。それから5号では、芝浦南ふ頭公園運動広場の少年野球場及び少年サッカー場、これはフットサルと合わせてですけれども、サッカー場として利用する場合の使用料の合計額とするということで、600円、1,200円、1,800円と使用料を規定します。それから6号については、この区外者団体、これは区外の少年団体もありますが、区外者団体というのは大人の一般の区外の団体の場合を想定しています。この場合はそこにある料金を1,200円、600円と出ているこの利用料金の倍額を使用料とするということを規定してございます。

最後のページでございますけれども、この条例について、施行日を前回7月というようなことで

説明しましたが、これは港区教育委員会規則で定めます。ただし第2条の4の次に1行を加える改正は当月から施行するというので、次の2号がございます。この条例の施行の際、この条例による改正前の港区立運動場の条例の規定によりなされた施行日以後の使用にかかる承認は、この条例による改正後の港区立運動場条例の規定によりなされた承認とみなすということで、みなし規定が置いてあります。これは、区内少年団体が3ヶ月前から予約できますので、その関係の経過措置の規定です。

次の新旧対照表は改正案、現行ということで、今の内容が文言となつてございます。第2条の4については使用できるものの範囲というようなことです。説明については以上でございます。

○小島委員長 ただいまの説明に対して質問ございますか。

備考の6号で、港区立云々の区外者団体が使用する場合は倍額にするとあります。これは港区立芝浦南ふ頭公園の場合だけは区外者団体が使用する場合は倍額とするという意味で、ほかの施設を利用するときはそういう倍額規定は適用しないという趣旨なのでしょうか。

○生涯学習推進課長 特に南ふ頭の運動広場についての規定で、ここは限定と規定してございます。

○小島委員長 そうですか。そうした場合に、条文の改正案の第2条の5というのがありますよね。第2条の5で4号に、前3号に掲げるもののほか、委員会が適当と認めるものと、使用できるものね、この第4号に当たる人がこの備考の6号の倍額が適用されるということですか。

○生涯学習推進課長 区外者からという形になります。

○小島委員長 施設に余裕があれば、区外者であっても使用は認めるというのは結構なことだと思うのですが、実際は1号から3号までの区民利用でうまってしまうのではないのでしょうか。

○生涯学習推進課長 利用者の予約できる月を、区内少年団体については3カ月前からとしています。

○小島委員長 要は、区内は優先しているということですか。

○生涯学習推進課長 そうです。大人は2カ月前、区外者については、区外の大人と子どもについては1カ月前。区内の利用者が使わないと、大体あいているところを区外の方に開放している。ここは都立の海上公園の中につくるものですから、東京都としては港区民以外にも使用できるようにしてほしいということです。

○小島委員長 それでしたら、何でほかの施設は倍額にしないのですか。

○生涯学習推進課長 区内の施設は、利用者の範囲を区内在住者に限定しています。

○小島委員長 わかりました。

○五味原委員 この対照表で見ると、改正案の第2条の5ですね。ここに使用する者の範囲ということで出ているのですが、1から4があります。もともとの現行の中には使用者の範囲というのはないのですか。

○生涯学習推進課長 現行規定の中にはそういうのが規定されていないということです。

○五味原委員 ないのですか。

○生涯学習推進課長 この点についてはスポーツネットの中で、使用できる者を規定していますので、そちらに譲っているため全部規定がないということです。

○五味原委員 わかりました。

○小島委員長 ほかに何か質問ございますか。よろしいですか。

3 寄付受領について

○小島委員長 では次に移ります。寄付受領について、庶務課長、お願いいたします。

○庶務課長 それでは、お手元の資料ナンバー 8 番をご覧くださいと思います。寄付の受領でございます。平成 19 年 10 月 6 日付で寄付の申し出がありまして、次のとおり受領いたしました。

寄付された方は御田小学校 P T A 会長の金井さんでございます。納入先は御田小学校、物品の名称は風力発電機ということでございます。

次の添付されてありますカラーの資料をご覧くださいと思います。これが実際に寄付をされました風力発電機でございます。風車形式で羽根が 5 枚ついております。定格出力は 135W、最大出力は 280W でございます。鋼材でつくられておりまして、高さは 4.5 メートル、ハイブリッド電源ということで、これはご覧いただいたとおり、5 枚の羽根で風力発電を行うと同時に、その下にソーラーパネルがついておりますので、太陽光のパネルアンテナと二つの能力を持つということで、ハイブリッド電源ということでございます。

御田小学校に入って正面の昇降口の右側につけてございますけれども、その昇降口の左側に小さな池がございます。この池の部分の水の循環器のポンプの専用電源ということで、現在利用しているところでございます。

数量は 1 台、金額に換算しますと 200 万円ということでございます。

寄付の目的は、環境教育の促進ということでございます。

経過をご説明いたしますと、東京電力との関連でグリーン電力財団という財団がございます。ここが P T A を対象に環境教育の促進ということで、こういった風力発電の設置を無償でやっているという事業がございます。平成 18 年度にこの P T A の会長の金井さんが応募をいたしました。書類審査等を経て採用されたということで、平成 18 年度に決定しまして、平成 19 年 4 月に現在の場所にこの風力発電装置を設置しました。半年間、きちんと発電ができるかどうか検査をした結果で、10 月に受動できるということであります。なお、この所有につきましては、グリーン電力財団が応募した P T A に対して寄付をするということでございます。所有権は一たん P T A に移りまして、その所有権をいただいた P T A から改めて学校の方に寄付ということで、今回の寄付受領になったという経過がございます。以上でございます。

○小島委員長 ただいまの説明に対して何か質問ございますか。

○澤委員 なかなか積極的にやっていただいてありがたいことだと思います。これは今課長の説明のように、ソーラーパネルもついてということですか。

○庶務課長 風力と両方つけて 200 万円です。

○澤委員 両方でね。これは環境教育という視点で見ると、設備だけではなくて、当然何W 発電しているとか、そういうのはどこかに表示されるのでしょうか。

○教育長 ここにパネルが斜めになって、ここに表示がでます。これ青山小学校にあるものとほと

んど同じです。風力とソーラーパネルの両方セットになっています。

○澤委員 本当は自動的にデータが出てグラフが書けるといいですね。ありがとうございます。

○教育長 高輪台小学校が改築をしたときに計画で入れたものですから、入ってすぐ昇降口の右側にパネルがあって、あれは多分そういうことができるのではないのでしょうか。横に外づけのものが、最初から計画的につくったものです。

○澤委員 どこかにありましたよね。パネルが。

○小島委員長 なかなかいいことです。では、この件はよろしいですか。

4 虎ノ門用地（旧靱絵小跡地）の整備について

○小島委員長 次に移りまして、虎ノ門用地（旧靱絵小学校の跡地）の整備について、教育政策担当課長、お願いいたします。

○教育政策担当課長 それでは虎ノ門用地の整備について、資料ナンバー9に基づき、説明をさせていただきます。

昨年6月15日に国が国有地の有効活用についての発表がございまして、その報告書の中で気象庁の移転先候補地について、虎ノ門の旧靱絵小学校跡地が示されたことにつきましては、昨年の本委員会でご報告をさせていただきました。本日はその後の進捗状況につきまして、国と区とでの検討会を立ち上げ、これまで3回意見交換をしてきましたのでご報告をさせていただきます。

教育委員会では、これまで教育センターの基本計画を策定する中で、旧靱絵小学校跡地の利用について検討してきたところですが、気象庁の移転の考え方が示されましたので、改めて教育センターと気象庁の整備に向けた課題の整理と諸条件について国と意見交換を行っております。

検討状況でございますけれども、昨年10月に国及び区職員の関係者を委員とし、検討委員会を設置いたしました。名簿につきましては、2枚目の方におつけしております。教育次長を委員長とし、財務省の部長に副委員長になっていただいております。これまで意見交換を11月に2回、12月に1回実施いたしました。なお、気象庁の小林専門委員につきましては、第3回から委員会への参加でございます。

それから、これまで新教育センターの整備につき検討状況でございますが、平成17年度に教育センターのあり方に関する検討委員会を設置し、教育センターの基本構想を策定しました。それから平成18年度には、同検討委員会におきまして教育センターの基本計画を策定いたしました。内容としては三つの柱がございます。カリキュラムセンター的機能、具体的には学校、教職員が教育力、教師力の定着や向上を目指す拠点となるところ、それから体験学習センター的機能、相談センター的機能を備えた新教育センターの整備でございます。さらに不登校児童・生徒の適応指導教室であるつばさ教室等の運営についても計画をしているところでございます。また施設整備、運営の手法といたしまして、大学等の教育機関との連携の可能性についても検討いたしました。教育センターの整備に向けては、こうした計画を前提に国にも主張し、より良い教育センターの整備を目指し、鋭意進めてまいります。

3番目として、計画地の概要でございますけれども、記載のとおりでございます。

今後は一定程度、計画がまとまった時点で、節目ごとに本委員会に報告をさせていただきたいと考えております。説明は簡単ですが以上でございます。

○小島委員長 ただいまの説明に対して質問ございますか。

○澤委員 課長、気象庁がうちの韮絵小学校の跡地に来るということは、いろいろな意味では悪いことではないかと思うのですが、気象庁と教育センターの、今いろいろ検討している機能というのは、5,800㎡の中で、容積率500%で十分入る、それだけの大きさのものがきちんと建てられるということですか。

○教育政策担当課長 聞いているところによりますと、現在の気象庁の床面積が約36,000㎡あると聞いております。私どもの教育センターの方ではつばさ教室も含めまして、約5000㎡程度はそこに整備していきたいと考えております。気象庁もそのまま持ってくるということであれば、非常にその中では厳しいと認識しておりますので、その点につきましては今後国とも調整しながら進めてまいりたいと思います。

○小島委員長 今の点で、容積率500%で何平米ぐらいとれるのですか。

○教育政策担当課長 単純には法定面積としては約30,000㎡弱になるかと思います。

○小島委員長 そうすると41,000㎡と30,000㎡だと1万㎡足りない。

○五味原委員 29,000㎡ですね、何もないければ。

○小島委員長 容積率を増やすということはできないのですか。

○学校施設計画担当課長 実際はご指摘のとおり、この面積では双方の要望は満たせません。それで容積を上げる方法として、建築基準法の中の総合設計制度というものと、都市計画法の中の地区計画という2種類の手法を検討していきまして、いずれかの手法によって必要な容積分まで床を獲得する方法を事務的には検討しているということです。ただどちらも許可を要するものですので、なかなか簡単に、区や国が思ったとおりにいけるという状況ではまだないということです。

○五味原委員 気象庁が来るというのは地盤的な問題が一番いいということですね。

○教育政策担当課長 国の方から聞いておりますのは、防災の拠点でございますので、首相官邸とか霞が関から近隣の地で検討したと聞いております。

○小島委員長 ほかに何かございますか。

いずれにしても、港区の教育センターとしての機能が全うできるよう、教育委員会としてはお願いしたいと思います。それではよろしいですか。

5 港区芝浦小学校・幼稚園改築基本計画について

○小島委員長 続きまして、港区立芝浦小学校・幼稚園改築基本計画について、学校施設計画担当課長、お願いいたします。

○学校施設計画担当課長 お手元に資料ナンバー10番、こういう冊子があると思うのですが、まず説明に入る前に芝浦小学校・幼稚園の現在の概要についてご説明を差し上げます。

芝浦小学校の現校舎は、昭和45年7月に竣工したものでございまして、建設後38年を経過しております。敷地面積は、小学校が7,784㎡、幼稚園が1,726㎡で、合わせまして9,510

m²という形になっております。延べ床面積につきましては、小学校が5,624m²、幼稚園が576m²で、合わせまして6,200m²でございます。

児童数につきましては現在12クラス、457名が在籍しております。園児数は4クラス、68名でございます。

近年、本校学区域では芝浦アイランドに代表されるような低・未利用地、あるいは業務地から共同住宅への土地利用転換が急速に進んでおりまして児童数が急増しております。現在、緊急対応策といたしまして、校庭の一部にプレハブ校舎を設置いたしまして、普通教室の拡充を実施しているところでございます。

これまでの計画に至る経緯でございますが、平成18年11月に港区立小学校・幼稚園施設整備基本構想を策定いたしました。この内容につきましては、平成19年1月19日に教育委員会にご報告しております。その後、芝浦小学校につきましては、現敷地での改築、東京ガス所有地での改築の2案について検討を重ねてまいりましたが、東京ガス所有地からは高濃度の土壤汚染が発見されるなどございまして、本校学区域における爆発的な児童数の増加には対応できないと判明いたしました。

これを受けまして平成19年5月22日に、港区立芝浦小学校・幼稚園の移転について教育委員会にてご決定いただきました。移転候補地につきましては港区芝浦4丁目8番の東京電力所有地、約13,800m²でございます。この決定を受けまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第28条第2項の規定に基づいて、学校用地の取得を港区長に依頼しております。

平成19年7月には、港区立小学校・幼稚園改築にかかる基本計画策定業務委託事業者選定委員会を設置いたしまして、約2カ月をかけまして2段階にわたるプロポーザルを実施いたしました。これによりまして、本基本計画を策定する事業者を選定しております。

この結果、平成19年10月には、株式会社三上建築事務所に基本計画策定業務を委託いたしました。平成19年11月には港区立芝浦小学校・幼稚園改築基本計画策定委員会を設置いたしました。こちらの経過につきましては、この厚い方がございますが、厚い方の後ろの方、140ページをご覧くださいませでしょうか。折り込みの工程表のさらに後ろです。こちらに策定委員会での検討日程、メンバー構成、その後に続きまして、1回2回3回の委員会での主な検討内容について、簡単にまとめております。このような経過を経まして、この基本計画が取りまとめられましたので、今回ご報告するという次第でございます。

基本計画につきましては、今ご覧になっていただいたように、まだ簡易製本の状態なのですが、140ページを超える冊子となっておりますので、今回は別にご用意いたしました概要版に基づいてご説明を差し上げたいと思います。

それでは概要版をお開きいただけますでしょうか。1枚めくっていただきますと、敷地の位置が記載されております。これは先ほど経過の中でご説明いたしましたとおり、芝浦4丁目8番の東京電力所有地、約13,800m²を図面の中ほどに赤枠で示しております。

1枚おめくりいただきますと、次が児童数の推定でございます。中段(2)といたしまして、平成18年度の人口推計・就学予測が記載されております。これによりまして、平成25年度には17

クラスとなるということが予想されております。平成20年1月1日の実績では既に12クラス、457名と推計値を現在上回って児童数がふえているという状態でございます。

私ども手元では、平成19年の実人口ベースの簡易試算も行っておりますが、これによりますと、最大規模としては1学年162名、5クラスになるというデータも存在しております。したがって、そのページの(3)の学級数の設定のところに書いてございますが、基本的には1学年4クラス、計24クラスを標準といたしまして、各学年1クラス分の増減に耐えるということを前提とするという形で今後の設計を進めてまいります。

次に、計画のコンセプトでございますが、1ページおめくりいただきまして、3ページをご覧くださいいただけますでしょうか。施設計画の基本とする考え方といたしまして4点挙げております。子どもたちの学習の場、子どもたちの生活の場、子どもたちが時間と空間を共有する場、そして地域が共有する空間、この四つをベースといたしまして、ここにあるコンセプトを具体化しております。

1ページおめくりいただきますと、コンセプトの具体化に関する記述がございます。このような4点の基本的な考え方を受けまして、学校全体としてはここに絵がございますように、ラーニングセンターを中心に据えた連続性のある学習空間、これを目指していきます。もう一つの柱といたしまして、次のページになりますが、豊かな緑をつくる、この2点を先ほどの4項のコンセプトを具体化するにあたって計画の中心に据えていく、こういう考え方で設計を進めてまいります。

校舎の配置につきましては1ページさらにおめくりいただきますと、6ページになりますが、委員会としては四つの案を検討してまいりました。これについて議論を重ねましたが、その中で敷地の北側に配置する案、6ページでいきますと上の図、N案と書いてございます。この案と南側に配置する、これは図では下側S案と書いてあります。このいずれかとして計画してまいります。2案併記という形で基本計画はまとめております。

続きまして建物内の諸機能でございますが、1枚おめくりいただきまして、7ページ8ページをご覧くださいいただけますでしょうか。こちらに細かく書いておりますが、ここに所要室と規模の設定を細かく記載しております。空間の利用目的ごとに各ゾーンに分類いたしまして、それぞれ必要な面積を算定しております。8ページの最下段になりますが、これを積み上げてまいりますと、施設全体の延べ面積は約13,000㎡になるであろうと現在試算されています。

次にこれらの規模をどうやって学校内に配置していくかということですが、1枚おめくりいただきますと折込になっておりますが、施設機能の構成について図化したものをまとめております。これの色分けは先ほどの7ページ8ページとおおよそ似た色を使っておりますが、学校全体をまず真ん中にありますラーニングセンターを中心にしまして、普通教室と多目的と同一スペースを並べた生活・学習ゾーンが取り囲んでおります。この外側に特別教室と、それから校務・園務のゾーン、それと給食室が並んでいると。さらにその外側に体育ゾーンと校庭、このような配置を考えております。

また幼稚園につきましては、園務センターが小学校の校務センターに近接しながら、なおかつ、独自の園庭を小学校の運動場とは別に保有するような形を考えていきたいと、こういう考え方をこの図で示しております。

次に建物の内部配置がおおよそどのようなことになるかということですが、10ページをご覧ください。仮に4階建てとした場合にどのような配置になるかということはこの模式的な図で示しております。子どもたちの生活の中心にはラーニングセンターを据えまして、基本的には2階3階4階にそれぞれ普通教室があります。ですから、お子さんたちは登校したらまず1階上がって、2階から生活がスタートするということになります。基本的には低学年のクラスはその階で大半の授業が完結するような構成にいたしまして、動の負担をできるだけ軽くしていく。高学年になれば、それだけ体力がついてまいりますので、高学年は上層階へ教室を配置しまして、学校内をそれぞれ移動しながらさまざまな活動をしていくと、このようなことを考えております。

次にこの学年ゾーンがどうなっているかという詳細な図面を11ページにご用意いたしましたのでご覧ください。先ほど途中で申し上げましたが、最大5クラスは考えられるということで、4クラスを配置しながら真ん中にMPと書いてあるのですが、これは多目的スペースです。これを挟みまして、児童数がふえた場合にはここも教室として活用するという形で、およそ5室分の面積を一つの学年単位としまして、これを学校の中に配置していくと、このような考え方をしております。

次に、防犯計画についてでございますが、防犯計画としましてはできるだけ入口を絞るということです。入ってくる入口を絞るということと、それから視野を妨げるような植栽はできるだけ避けて、高木を植え、見通しをよくするというようなことを考えていきたいと思います。また必要に応じて監視カメラ等の設置も安全対策として考えていきたいと、このように考えております。

次に13ページ、また折り込みでございますが、これが現在考えられます工程計画でございます。目標といたしましては発注手続きの欄に書いてございますが、平成21年3月の第1回定例会での議会承認を目指しまして、基本実施設計及び発注手続きを進めていくということになります。その後、平成21年度、22年度をかけまして工事に入るわけですが、平成22年12月末の竣工、これを目指して、平成23年、年明け早い時期に開校できるよう工事を進めてまいります。

これももうご覧になっておわかりかと思いますが、設計工程、工事工程ともに非常に厳しい状況であるのですけれども、何とか工夫を凝らして実現に向けて取り組みをしていきたい、そのように考えております。簡単ですが説明は以上でございます。

○小島委員長 ただいまの説明につきまして何かご質問はありますか。

○澤委員 このラーニングセンターというのが新しい名前なのですが、これは先ほどの資料ですと、コンピュータールームや図書室など、何か共通の学びの場所という意味でいいのですか。

○学校施設計画担当課長 7ページをご覧くださいませでしょうか。7ページの上に、小学校校舎の表で対象児童と書いておりまして、学習センターと書いてる中に、濃い紫色でラーニングセンターと書いてあります。今までの学校のパターンとしましては、そのさらに横に室名と書いてございますが、図書室、コンピューター教室ですね、それと英語教室あるいは和室がバラバラに区切られていました。これをある程度集約的にまとめることによって、確かに図書というのも今までペーパーベースで進んでいたことが多かったのですが、これからはIC教育、国の方でもいろいろ言っておりますが、調べる、リファレンスということに関してはペーパーベースとさらにコンピューターを使ったインターネットですとか、あるいはDVDですとか、デジタルテレビですとか、

メディア系が将来的には入ってくるだろうと想定されますので、できるだけ図書とコンピューターをくっつけたいという発想がありました。

もう一つ、港区は英語の特区を取っておりますので、英語に関してもかなりそういったビジュアル的な機材が入ってまいりますので、これも併せて設置することによって、逆に図書館、コンピュータールームは開いた形になるのですが、英語教室は閉じた形、我々専門的にはクワイエットルームと言っていますが、大きな音を出す場合あるいは静かにしたい場合は、生徒たちは英語教室に入って閉じた空間でやる。それ以外は開いた空間になる。こういったいろいろな多様な仕掛けが考えられまして、これを何とか形にしたい。それを我々ラーニングセンターと呼んでおります。

○澤委員 それは新しい構想ですね。これは各階の概略図だと開放する目的もあるのですか。開放と思われる通路がありましたよね。

○学校施設計画担当課長 先ほどの10ページの学校開放通路のことだと思います。これはラーニングセンターを開放するというのは図書ですとかかなり広大になるかと思うのですが、特別教室、そこを行き来するための通路で、これは学校の部分と分離しても開放できるような状態をとりたい。ラーニングセンターを対象ではなく、特別教室をつなぐ形。

○澤委員 プールや体育館もあるのですか。

○学校施設計画担当課長 こちらはもうまず第1番に開放できるように、主にセキュリティラインを決めていくという感じにしています。まだ詳細な設計ではなくて模式図的な段階なもので、こういうスペースも必要ですよという程度です。

○澤委員 そういう構想でやられているということですね。

○五味原委員 非常に結構ですね。

○学校施設計画担当課長 本編の方にはこの概要版10ページの後に続く図面がございまして、本編の48ページをご覧くださいませでしょうか。48ページから52ページにかけまして、およそ今想定される各室の配置、それから47ページにありますこの大ざっぱなゾーンを建物に配置していくとどうなるかという、これはあくまでもどのぐらい容積が必要かという検討でございしますが、そういう形で絵をかくとこのような形になるだろうという図面を添付しています。これは1マスが2.7メートル、1間半ですか、このぐらいの程度で考えています。ですから四畳半一間が並んで、この辺がこのような形になるというぐらいの程度で考えていますので、まだまだこのとおりの建物になるという状況ではないですけれども、もう少し概要にするとこのような形になるというような形でお示ししております。

○小島委員長 なかなか立派な建物ですね。

○澤委員 これができれば学校訪問してもわかりやすいです。

○小島委員長 ラーニングセンターが2階3階4階で全部あるから、結構スペース的にはかなりあるんですね、学校全体の面積からすると。

○学校施設計画担当課長 ボリュームとしては大きく見えるのですが、ベースとしては、先ほど申し上げました図書室、PC室、英語室、和室、こういった特別教室を合体させたところから、それほど逸脱せずに逆に通路部分ですとか、それを取り込んで空間構成をしていきたいと考えてい

ます。ですからラーニングセンターが新しくできたので学校の面積が増えるということではございません。

○小島委員長 図書室が三つできる、というイメージではないのですね。

○学校施設計画担当課長 本編の67ページの概念図がわかりやすいです。

○五味原委員 おおよそで結構なのですけれども建築費はどのぐらいを考えていますか。

○学校施設計画担当課長 まだ計画の段階で試算まで出しておりません。大きく左右すると思われるのは工期をかなり圧縮している点です。ですからこのためにちょっとアクロバチックなことも考えないとなかなか平成22年12月オープンということはできませんので、恐らくこの部分の費用が結構かかると思います。普通にやっしまえば、あと4、5カ月延ばして、平成23年ですか、2011年4月を突破してしまってもいいということであれば、もう少しコストダウンが図れるのですけれども、今回は児童数が爆発的にふえていますので、何とかそれに間に合わせるということのを第1に考えたいと思っています。そのような関係でちょっとコストの試算までまだほとんど進んでおりません。ただ無限にお金がかかっていいということではありませので、ライフサイクルコストといいますか、維持管理それからガス代、電気代ですね、そういったものも含めて、圧縮できるものは圧縮するということで検討していきたい。そういう姿勢で設計に臨みたいと考えております。

○小島委員長 ほかに何かございますか。この程度でよろしいですか。

6 事故発生状況報告について

○小島委員長 では続きまして、事故発生状況報告について、学務課長、お願いいたします。

○学務課長 資料ナンバー11をご覧ください。幼児・児童・生徒の事故の2学期分のご報告でございます。統計としては10件となっております。2学期は幼稚園で1件、授業中、保育中の事故が1件。小学校では授業中が5件と休憩時間中が3件、管理外になりますが、放課後の事故が1件で、計9件となっております。中学校では2学期は無事に過ごせたようで、発生件数はございませんでした。

1枚おめくりください。事故の内訳でございます。そのうち入院に至ったものを主に取り上げてご説明いたします。上から2件目、授業中、御田小学校です。右ひざの上部、内部打撲ということで入院が10日ということでございます。4時間目の体育の授業中、跳び箱を飛んでいたときにバランスを崩して落ちて打撲したということでございます。

あと、入院にはならなかったのですが、その下、赤羽小学校の5年生女の子、9月18日発生分ですが、これは左手の薬指の骨端線損傷ということでございます。これはボール遊びをしていてけがをしてしまったようなのですが、骨端線というのは子どもが育っていくときの成長点みたいなところなので、ここを損傷したということです。今後1年おきの経過観察を医師から言われているようでございます。場合によってはその指の部分の成長が遅れるということも考えられるということです。

続きまして、下から3番目でございます。東町小学校、休憩時間中の事故、10月30日発生で

ございます。これは、右足の腓骨骨折ということで入院が3日という形でございます。運動場で遊んでいるときに子ども同士がぶつかってしまって骨折をしてしまったということでございます。腓骨というのはひざから下の骨の一部ということなのですが、そこを骨折したということです。

その下、同じく休憩時間中、白金小学校の12月17日発生分。これは頭の前の部分を4針縫うということでございまして、子ども同士でもみ合いになったらしく、タイミングが悪く足が引っかかってしまって子どもが転んで頭を打ったということです。これは頭ということもございまして、経過観察も含めてこの日数が今360日、ほぼ1年間は経過観察するようにという医師の診断が出ているようでございます。

一番下、管理外になるのですが、登下校中で頭蓋骨骨折ということでございます。これは中高生プラザから帰ろうとしたときに道路を渡ろうとして車と接触してしまったということでございます。入院が22日ということでございます。

入院や後遺症が残る可能性があるといういろいろな事故がございましたが、現時点では子どもたちは全員登校している状況でございます。以上でございます。

○小島委員長 ただいまの説明に対して何か質問はありますでしょうか。

○横矢委員 下から二つ目の白金小学校のロッカーのふちに接触にして負傷という件ですけれども、これ何かロッカーに原因になるような部分があって、それを改善したとかいうことはあるのでしょうか。

○学務課長 特段そのロッカーの改善をしたということはないようです。

○横矢委員 ロッカーが特に変わったものであるとかという、壊れているとかそういったことはありませんでしたか。

○学務課長 ありません。

○教育長 教室内ですから、教室の後ろにある木のロッカーがありますよね。その角に当たったということでしょう。

○横矢委員 妙に5年生が多いのですけれども、あと授業中というのが多い気がするのですけれども、5年生が多い理由は別に何もないですか。何なのでしょう。

○学務課長 たまたまなのかもしれませんけれども、まだ何とも言いがたいところです。

○小島委員長 これは2学期としては、例年と比べてやや多いのですか。

○学務課長 そのようなこともありません。

○小島委員長 件数としては同じなのですか。

○教育長 ただ上から3番目は授業中ではない。放課後と書いてあります。

○小島委員長 管理外の事故で、女子児童が適確な対応しているのですね。近くの大人に報告した。

○澤委員 一番最後のですね。

○小島委員長 これはたいしたものです。女子児童って何年生ですか。多分被害者が1年生だから低学年でしょうね。

○学務課長 中高生プラザと一緒に通っているお子さんだと思うのですけれども、3年生までを学童クラブで受け入れていますので、恐らくそのぐらいの年齢のお子さんだとは思いますが。

○五味原委員 適確な判断ですね。

○小島委員長 何かほかに質問ございますか。よろしいですか。

7 芝浦幼稚園、港南幼稚園4・5歳児の受け入れ人数枠の拡大について

○小島委員長 それでは続きまして、芝浦幼稚園、港南幼稚園4・5歳児の受け入れ人数枠の拡大について、学務課長、お願いいたします。

○学務課長 続きまして資料ナンバー12になります。芝浦幼稚園、港南幼稚園の園児受け入れについてでございます。

芝浦幼稚園、港南幼稚園とも一斉募集後につきましても希望者が出ています。また、芝浦のこども園で4・5歳児は抽せんで、漏れてしまった方がいます。そういった状況を踏まえまして、この資料にまとめた対応を行っていきたいと考えております。

内容としましては、芝浦幼稚園と港南幼稚園の4・5歳児の受け入れの人数を各学年50名までとしたいと考えております。これまでは各学年40人の2クラス体制で応募をやってきましたが、今後50名まで受け入れて、1学級は25名で認定していきたいと考えております。

その理由としましては、芝浦、港南地域の人口増ということがございまして、11月の一斉募集後も区立幼稚園の方へ希望者があって、現在も待機園児が生じているということでございます。また、今後新たなマンションで入居が開始されます。そういったことから、幼稚園への入園希望もふえる可能性があるということから、このような措置をとりたいと思っております。

なお、3番のサポート保育なのですが、サポート保育というのは、通常、幼稚園は9時～2時なのですが、それ以後、保育時間の2時が過ぎた後も一時的にお預かりして保育をするというサービスでございます。これにつきましては、港区の保育園の方の4歳児・5歳児の待機児童数というのが現時点ではないという状況がございますので、幼稚園の方の保育時間をあえてこの2園で延長する緊急性は低いのかと考えておりますので、サポート保育の実施については、現況どおり、高輪幼稚園とにじのはし幼稚園で実施して、今後の推移を見ていきたいと考えております。

平成21年度以降の園児数ですが、当面芝浦、港南地区につきましては人口増が予想されますので、平成21年度の園児募集もこの50名という形で実施していきたいと考えておりまして、当面いろいろな措置を継続していきたいと思います。

2枚目でございます。裏側に今の状況をお示ししておりまして、この資料をつくった時点からまたちょっと変更が出ております。この表の数字は1月11日現在の数字を入れさせていただいているのですが、芝浦でございます。4歳児の芝浦、右から3列目です。待機児数ですが、芝浦幼稚園に今5名待っていらっしゃる方がいるという状況になっております。芝浦幼稚園は募集定員が40名でしたが、応募状況としましては、一斉募集にて39名の応募があり、その後、5名の希望者がいるということでございます。そのうち入園決定者としては40名で5名が待ちということです。新5歳児でございますが、こちらにつきましても芝浦幼稚園は1名の待機児が出ています。

港南幼稚園の方は、4歳児に関しまして、ちょうど今現在40名の入園が決まっております。5歳児につきましては22名というところで、まだこれからふえる可能性があるということござい

ます。以上でございます。

○小島委員長 ただいまの説明に対して質問はございますか。

○横矢委員 この待機児童なのですけれども、具体的にはどういうふうに待機することになるのですか。どこかに通うわけではなく、自宅で連絡が来るのを待っているという形なのでしょうか。

○学務課長 芝浦幼稚園でございますけれども、4歳児ですので、今はご家庭にいらっしゃる、4歳児が5名お待ちになっているということでございます。5歳児の方につきましては、2月中旬に引っ越してこられる方だそうで、2月中旬までには入園の許可がほしいというご希望をお持ちの方です。

○横矢委員 できるだけ皆さん入れるといいと思います。

○小島委員長 現実に定員よりふえた場合には、今回のように手直しする作業をしないと、その定員オーバーした場合はもう受け入れられないのでしょうか。

○学務課長 学級編制の国の基準としましては、1学級35名までは受け入れが可能になっておりますが、港区の幼稚園における学級編制の適正な規模というのが20名程度で以前検討がされて、その中で現在も運用されております。現在、1学級20名の園と25名の園と2種類ございます。赤羽幼稚園、本村幼稚園、中之町幼稚園の4歳、5歳につきましては25名で受け入れておりますので、港区としましては25名までは受け入れは可能ではないかと考えております。

○小島委員長 そうすると今の芝浦幼稚園はどうなるのですか。

○学務課長 芝浦幼稚園は現状が40名で、2学級編制ですが、これを50名にすることで、25名ずつの2学級編制が可能です。

○小島委員長 5名待機がいると言いましたけれども、この5名と、さらにもう5名ぐらいまででしたら大丈夫であると。4月1日の見通しとしてどうなのですか。

○学務課長 おそらく4月1日まではお示ししている数でいくと思うのですが、年度が変わって、7月にまた芝浦地区は1,000戸のマンションが完成します。これは賃貸なので、どのぐらい子どもに来るかというところ未確定のところなんです。港南地区に関しましても、港南中学校の横にすごく大きな建物が建っておりますが、あそこが800戸ございますので、これが平成20年12月入居開始予定ですので、その前後になってくるとまた人数の動きもあるかと思います。

○小島委員長 幼稚園の場合は、途中編入というのはないのですか。

○学務課長 あります。ただそれは定員の範囲内で受け入れます。

○小島委員長 ほかに何か質問はありますか。

○澤委員 芝浦幼稚園の待機児童は大体受け入れできるような話です。この中之町幼稚園の3名というのは、4歳児に入学を希望していて待機しているわけですが、これはほとんど可能性はないということです。

○学務課長 中之町幼稚園の場合は3歳からの持ち上がりが15名いらっしゃって、4歳児からという方が10名今決まっております、合計25名になりますので、あと3名を受け入れると、港区の考え方の25人を超えてしまうということでございます。中之町幼稚園は施設的な関係から2学級編制ができないという状況にあります。またその近隣の区立幼稚園の方も空きがありますので、この

3名につきましては、中之町幼稚園ではお受けするという事は厳しいと考えております。中之町幼稚園の園児が引っ越しをするなどで退園者が出れば受け入れていくことは可能ですが、そういうことがない限りはなかなか厳しいと思います。

○五味原委員 中之町幼稚園の場合に一つあるのは、父兄の方々が4歳児から幼児教育をスタートすればいいという考えを持っていて、その地域で4歳児になるまで待機している、そして4歳児で受ける。一方は3歳児から入園したいというものの考え方で、唯一こしかなないのだからということで応募が非常に多い。そうすると4歳児で受けようとする人は下から自動的に上がってくるので、この辺のハンディキャップというのは大いにあるのではないかとということが一つあります。

確かに理由として施設の問題云々と言うけれども、現実にはこれどうでしょうか。他の定員を増やしている園と施設的にそれほど大きな差がないように思うのですけれども、考えとして。今年度云々と言っているわけではない。以後に十分考える必要があるのではないのか。この辺の柔軟性をとることは、検討しておく必要があるのではないかとということを申し上げたいです。

○次長 先ほどクラス定員の20名、25名のお話がありましたけれども、今五味原委員の方からお話がありましたけれども、一つ幼稚園の場合は、例えばこの表で言うと、青南幼稚園とかにじのはし幼稚園は24名、これ20人クラス編制ルールを使っていますので2クラス編制になっているのです。中之町幼稚園は25人で1クラス。つまり逆転現象が起きてしまっているのです。少ない方は、総数が少ない方が2クラスで多い方が1クラスということになっています。あと3人入れたらいいではないか、25人も28人も大して変わらないではないかということも、国の基準は35人ですから、そこまで入れられるということになりますと、青南幼稚園やにじのはし幼稚園、あるいはもう上限に張りついている高輪幼稚園は35人まで1クラスという話になってくる。今後、その辺は論理的なものというのも含めて整理しないといけないという課題がございます。

○小島委員長 今にじのはし幼稚園は23名で2クラスということですか。

○学務課長 そうです。

○小島委員長 中之町幼稚園が22人で1クラスになる。これ現実には区立幼稚園に入れなくて、どちらかの私立幼稚園に行くということになるのですか。

○五味原委員 それは無理です。私立の入園者は先に決まっています。ですから考える必要があるのではないですか。

○小島委員長 そうすると区立幼稚園で柔軟性がないと、幼稚園に行きたくても行けないという不幸な児童もでてきます。

○五味原委員 幼稚園浪人が出るというのはいかなものかと思います。

○小島委員長 区民のお子さんと幼稚園に行きたくても行けないというのは何とも気の毒な話なので、対応策は何かありますか。

○教育長 したがって、近隣の幼稚園のところで少し遠くなるかもしれないけれども、そこはどうぞという話になってきます。

○小島委員長 そういう方法ですか。ほかに何かご質問ございますか。よろしいですか。

8 生涯学習推進課 12月事業実績と1月事業予定について

○小島委員長 では続きまして、生涯学習推進課12月事業実績と1月事業予定について。この件につきましては資料の配布をもって報告いたしますので、後ほど資料13をご覧くださいませようをお願いいたします。生涯学習推進課長、特に報告したいということはありませんか。

○生涯学習推進課長 特にはございません。

9 港区指定有形文化財の指定解除について

○小島委員長 続きまして、港区指定有形文化財の指定解除について、図書・文化財課長、お願いいたします。

○図書・文化財課長 資料ナンバー14でございます。港区指定有形文化財の根津美術館南門、これは平成2年に指定しておりますが、美術館の理事長から解体移築のために現状保管変更の届けが出されておまして、平成19年12月20日付で解体移築工事が終了したという届けがございます。これは美術館の本館工事に伴いまして門があるとその工事ができないということで、小田原市に移転をするということです。港区の区域内に存しなくなりましたので、条例に基づきまして、1月9日付で指定を解除いたしましたのでご報告をさせていただきます。

それから小田原市の方でございますが、財団法人の所有する施設の中に移築をされるということをお伺っております。これから回覧いたしますが、このふせんのところにも南門の詳細を書いたものがございますのでご覧いただければと思います。報告は以上でございます。

○小島委員長 ただいまの説明につきまして何か質問ございますか。

○澤委員 この明月門というものですか。

○図書・文化財課長 明月門が南門になっております。

○澤委員 これはいつごろあったのですか。

○図書・文化財課長 そこに書いてあること以外はわかりません。

○小島委員長 指定有形文化財の指定については、教育委員会の議決が必要ですね。

○図書・文化財課長 そうです。協議をさせていただいて、解除のときは報告をしているということです。

○小島委員長 何か現状変更許可申請が出された場合に、その申請は認めないという場合はあり得るのですか。

○図書・文化財課長 基本的には所有者の所有物でございますのでありません。

○小島委員長 それはそうですね。文化財に指定されてしまうと改築できないとかいろいろある。

○五味原委員 ですから大変なのです。

これは昭和二十何年に移築されたものですか。それとももっと前ですか。

○図書・文化財課長 文章からいきますと、27、8年には現在地に移築されていると。その南門が戦前は正門だったと書いてありますので、それ以前から門はそこにあったと思います。

○小島委員長 それでは、この件はこれでよろしいですか。

10 図書館・郷土資料館12月行事实績と1月行事予定について

○小島委員長 続きまして、図書館・郷土資料館の12月行事实績と1月事業予定について。この件につきましても資料の配布をもって報告いたしますので、後ほど資料15をご覧くださいませようをお願いいたします。図書・文化財課長、何か特に報告することございますか。

○図書・文化財課長 特段ございませんが、1月18日から発掘調査をした速報展をやっております。東京新聞の1月19日号に掲載されましたので、これも回覧させていただきたいと思います。

11 指導室1月事業予定について

○小島委員長 それでは続きまして、指導室1月事業予定について。この件につきましても資料の配布をもって報告いたしますので、後ほど資料16をご覧くださいませよう、をお願いいたします。指導室長、何か特にご報告することとか。

○指導室長 お忙しいところでございますが、あしたが学校訪問、それから25日に南山小学校と幼稚園、29日に赤坂中学校とそれぞれ研究発表会がございます。なお、2月1日には朝日中学校、2月6日には区教研の発表、2月8日には港陽小学校と、1月下旬から2月上旬にかけてさまざまな学校の研究発表会がございますので、一応ご報告だけさせていただきました。以上でございます。

○小島委員長 教育長報告事項ではかに何かありますか。特にありませんか。

第4 協議事項

1 港区における生涯教育の施策の方向づけについて

(1) 学校教育の環境整備について

○小島委員長 それでは日程第4、協議事項に移らせていただきます。

まず初めに、港区における生涯教育の施策の方向づけ、学校教育の環境整備について、教育政策担当課長、お願いいたします。

○教育政策担当課長 本日のところ継続協議でお願いいたします。

○小島委員長 次に学務課長お願いいたします。

○学務課長 本日のところ継続協議でお願いいたします。

○小島委員長 それではこの件につきましては、継続協議といたします。

(2) 社会教育の施策について

○小島委員長 続きまして社会教育の施策について、生涯学習推進課長、お願いします。

○生涯学習推進課長 本日のところ継続協議でお願いいたします。

○小島委員長 それではこの件につきましても継続協議といたします。

予定された案件は全て終了しましたが、ほかに何かございますか。

○指導室長 その他で1点お願いいたします。卒業式のお祝いの言葉につきまして、今、文案を練っているところでございます。近日中に配布させていただきますので、またご指導していただき

いと思います。

○小島委員長 次回の教育委員会で検討するのですか。

○指導室長 それまでに届くように送付する予定です。それから入学式につきましても順次準備をしておりますのでよろしくお願いいたします。

○小島委員長 ほかに何かございますか。

○澤委員 指導室長、この教育推進月間事業の授業力の向上を目指してというパンフレットというのは、これは先生方用ということですか。

○指導室長 このリーフレットにつきましては全教職員に配っています。教育推進月間の一環という形で作成したものでございます。

○教育長 今指導室はこのことに関して、非常にいい仕事をしているのです。いい内容なのですが、内部資料にとどまっていたというところがあって、これも例えばホームページであるとか、あるいは区の広報というか、教育広報紙とか、あそこにも載せて一部ありましたけれども、区民にしっかり目に入るような形で広報活動を少し工夫してもらいたいと思います。

○小島委員長 せっかく教育の港区ということですので区民の方にわかっていただければいいですね。

○指導室長 努力いたします。

○小島委員長 よろしいですか。

「閉 会」

○小島委員長 それではこれをもちまして、本日の委員会は閉会といたします。次回は平成20年2月12日火曜日午前10時からの予定ですのでよろしくお願いいたします。どうもありがとうございました。

(12時00分)

会議録署名人

港区教育委員長 小島 洋祐

港区教育委員 高橋 良祐